

倉敷市立 琴浦 中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

人の気持ちをあまり考えずにからかったり悪口を言ったりして、人を傷つけてしまうケースがある。また、うまく友人関係を築けず、グループ内でのトラブルがきっかけとなり、孤立する生徒もいる。スマートフォンを使ったSNSによる誹謗中傷や画像掲載などでトラブルになることもある。自分のことばかりでなく、周りの人の気持ちを考えて行動することや、他者の考えを受け入れる態度を身につけさせたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・①未然防止 ②早期発見 ③早期対応 を心がけ、組織的な対応を行う。
 - ・いじめの防止に向けた取組を年間通して行う。いじめを認知した場合はいじめ対策委員会を開き、情報共有を行った上で対応策について協議する。
 - ・いじめ対策委員会で協議した内容や方針を元に、実効的ないじめ問題解決のための取組を組織的に行う。
- 〈重点となる取組〉
- ・LINE や SNS など情報モラルに関する教員向けの校内研修、生徒または保護者対象の講習会を実施し、情報モラルについての啓発活動に努める。
 - ・日頃から生徒の様子を丁寧に観察し、生活ノートの活用や年3回のアンケートを通して、いじめの早期発見に努める。

保護者・地域との連携

- 〈連携の内容〉
- ・いじめ問題対策基本方針をHPに掲載し、学校運営協議会で説明するなどして、いじめ問題への取組について保護者と地域の方の理解を得る。また、校外での生活について情報共有を行う。
 - ・インターネット上のいじめ問題やスマートフォンの正しい使い方等についての啓発のための研修会を実施する。
 - ・いじめ問題の相談窓口や教育相談窓口等の紹介をし、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・いじめ対策基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、認知したいじめ事案への対応
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・年3回の定期開催(その他必要に応じて開催)
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・職員会議で全教職員に周知
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援学級主任、人権教育担当者、生徒支援コーディネーター、各学年生徒指導担当など
 - ・校外 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、児童相談所、子供支援センター、PTA、青少年を育てる会、教育委員会など

関係機関等との連携

- 〈連携機関名〉
- ・倉敷市教育委員会
 - ・児島警察署
 - ・倉敷市青少年育成センター
 - ・倉敷児童相談所
- 〈連携の内容〉
- ・対応に関するアドバイス
 - ・ネットパトロール
 - ・専門スタッフの派遣
- 〈連携の内容〉
- ・定期的な情報交換、相談
 - ・防犯教室、情報モラル教室の実施
 - ・校内の巡回

学 校 が 実 施 す る 取 組

① 未 然 防 止	(教員研修)	生徒の自己肯定感を高めるために、年間を通して「Good Behavior Card」の取組を行う。また、教職員の指導力向上のために、生徒のネット事情の状況と指導上の留意点等についての研修を行う。
	(生徒会活動)	倉敷子どもミーティングや児島地区リーダー研修会などの会議に参加し、携帯電話やスマートフォンの使い方などについて研修を受けたり、自分たちの意見を交換したりして、情報モラルやいじめについて考える。
	(居場所づくり)	どの生徒も自分のクラスに居場所がある学級づくりを目指し、日ごろの授業や行事などの特別活動の中で、誰もが活躍できる場を設定することで、充実感を得られる学校づくりを進める。
	(情報モラル教育)	ネット上のいじめを防止するため、適切に利用できる力を身につけられるよう情報モラルに関する授業を全校生徒対象に行う。
② 早 期 発 見	・日頃の生徒の様子をしっかりと観察し、普段の会話や生活ノートでのやりとりを通して、生徒のちょっとした変化を見逃さないように努める。また、学期ごとに生活アンケートと教育相談を行うことで、いじめの早期発見を図る。	
	・それぞれの教員が生徒への声かけを積極的に行い、生徒がいじめを訴えたり相談できたりしやすい体制を整える。	
	・いじめを受けている可能性のある生徒や周りの友人からの聞き取りを丁寧に行い、事実を確認する。また、早期に保護者と連絡を取り合う。	
③ 早 期 対 応	・認知したいじめについては、学年会や職員会議などにおいて教職員間で共有する。	
	・いじめへの組織的な対応をするため、いじめ対策委員会を開催する。	
	・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対許されない行為であるということを伝える。また、保護者の協力を得ながら生活の改善を促し、周りの友人と良好な人間関係を築けるよう支援する。	
	・いじめを受けた生徒への声かけや観察を通して、3か月以上見守るようになる。	

【様式2】

倉敷市立 琴浦 中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和6年度

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① 未然防止	② 早期発見	③ 早期対応
4 月	職員会議 (基本方針、指導計画) あいさつ運動(毎週水曜) (教職員) あいさつ運動 (毎週金曜) (生徒会、風紀委員)	全校集会 学年集会 学級づくりの取組	生徒の様子をよくみる (年間を通して)	いじめを認知した場合、対策会議を開き、発生事案の情報共有と今後の対応について協議する (年間を通して)
5 月	職員会議 いじめ対策委員会	道徳(年間を通して) 「Good Behavior Card」の取組 (年間を通して) 防犯教室 (1年生のみ)	教育相談アンケート 生活アンケート	アンケート結果に応じて検討し、対策委員会を開く
6 月	職員会議 学校運営協議会 (意見交換)	「秘密の探偵」の取組	教育相談	教育相談で担当が一人ひとりの生徒と話をし、いじめがないか確認する
7 月	職員会議 倉敷子どもミーティング (生徒会)	全校集会 学年集会 防犯教室 (全校生徒)	保護者懇談	
8 月	職員会議 職員研修			
9 月	職員会議 学校運営協議会 (意見交換)	全校集会 学年集会 「秘密の探偵」の取組		
10 月	職員会議 いじめ対策委員会		教育相談アンケート 生活アンケート	アンケート結果に応じて検討し、対策委員会を開く
11 月	職員会議	情報モラル教室 (全校生徒)	教育相談	教育相談で担当が一人ひとりの生徒と話をし、いじめがないか確認する
12 月	職員会議 倉敷子どもミーティング	「秘密の探偵」の取組 全校集会 学年集会	保護者懇談	
1 月	職員会議 いじめ対策委員会	全校集会 学年集会	教育相談アンケート 生活アンケート	アンケート結果に応じて検討し、対策委員会を開く
2 月	職員会議 学校運営協議会 (意見交換)		教育相談	教育相談で担当が一人ひとりの生徒と話をし、いじめがないか確認する
3 月	職員会議 いじめ対策委員会 (基本方針の修正)	全校集会 学年集会		

年間を通して行う取組

職員ができるだけ生徒から離れることなく廊下や教室にすることで、生徒の表情や行動を丁寧に観察しいじめの早期発見につなげる。いじめを認知した場合には早期に対応し、解決に向けて取り組む。